

付加価値型取引税の提案

佐藤 主光*

要 約

経済のデジタル化は税制にとっても大きな転換点となりそうだ。本稿は2040年を視野にデジタル化・雇用の多様化など新しい経済環境に即した税制として消費税、所得税・法人税等を統合した一律税率による「付加価値型取引税」を提言する。執行面でいえば、所得税の源泉徴収と消費税のリバース・チャージが一体になる。具体的には個人・企業を登録事業者、非登録事業者に、口座（資産）を登録口座、非登録資産に区別した上で、①源泉徴収（リバース・チャージ）に家計等の非登録事業者を加え、②非登録事業者との取引においてリアルタイムに課税する。③登録事業者については賃金を含めて損金算入を認め、課税ベースをRベース・キャッシュフローに転換する。財貨・サービスの購入の他、賃金等に対して同率で取引税を課す。④登録口座から非登録資産への移転（暗号資産・現金化）に対しては取引税を課すことで節税行為を抑制する。

キーワード：デジタル化、源泉徴収（リバースチャージ）、リアルタイム、登録事業者、登録口座、非登録事業者、非登録口座

I. はじめに

IT技術の進展に伴い、近年、経済の「デジタル化」が目覚ましい。フィンテック（IT技術と金融ファイナンスの融合）やIOT（インターネットとモノの融合）の分野の発展に留まらず、オンライン上での契約・決裁の普及はメルカリのように個人がネット上で商品を売買したりすることも容易になった。個人間取引は民泊やライドシェア（自動車の相乗り）にも及び、国内外で「シェアリングエコノミー」が新たな経済活動として成長を続けている。2018年度のシェアリングエコノミー経済規模は約1兆9

千億円だが、2030年度には11兆円余りにまで拡大するとの予測もある。こうした経済のデジタル化は税制にとっても大きな転換点となりそうだ。経済主体を家計・消費者等P（=Person）と企業等B（=Business）に大別すると、我が国では従前、税の徴収を後者に大きく依存してきた。消費税を徴収・納税する課税事業者はいうまでもなく、給与・報酬等に係る所得税の源泉徴収義務者も企業等=Bである。制度上、所得税は直接税に分類され、納税義務者である個人が税を納める仕組みと解説されるが、実態は

* 一橋大学経済学研究科教授

Bを介在した徴税であるという点で消費税と大差はない。

しかし、経済のデジタル化はBを拠点とした課税を困難にしている。実際、国内に店舗・事務所等（PE）を持たないインターネット企業が電子書籍・音楽といったデジタルコンテンツを国内の消費者＝Pに販売するとき、その売り上げに消費税や法人税等を課すことは難しい。加えて、複数の事業主に雇用される非正規・フリーランスは所得を合算した上、確定申告が必要になる。税制はむしろ「簡素化」が求められよう。本稿は2040年を視野に経済のデジタル化・雇用の多様化など新しい経済環境に即した税制として消費税の他、直接税の源泉徴収所得税・法人税（及び社会保険料・住民税の一部）を統合した一律税率による「付加価値型取引税」を提言する。具体的には個人・企業を登録事業者、非登録事業者に、口座（金融資産）を登録口座、非登録資産に区別した上で、①源泉徴収（リバースチャージ）に家計等の非登録事業者を加え、徴税の拠点を従前の企業等から拡大、②非登録事業者との取引においてリアルタイムに課

税（源泉徴収・徴税）して、年末調整や（所得の源泉が複数であっても）合算・申告を要さない仕組みにする¹⁾。③登録事業者については賃金を含めて損金算入（仕入れ税額控除）を認め、課税ベースをRベース・キャッシュフローに転換する。財貨・サービスの購入の他、賃金等に対して同率で取引税を課す。ただし、金融取引にあたる利子・配当等金融所得は課税されない。これらの所得については再分配目的で別途課税措置を講じる。登録事業者に係る課税地原則としては仕向け地主義、源泉地主義のいずれも選択肢になる。④登録口座から非登録資産への移転（暗号資産・現金化）に対しては取引税を課すことで節税行為を抑制する。

本稿は以下のように構成される。第2節では経済のデジタル化や個人間取引の増加、雇用の多様化など新しい経済環境における課税の在り方について既存の議論・税制改革案を合わせて概観する。本稿の提唱する「付加価値型取引税」は第3節で紹介する。第4節では税負担の帰着や再分配機能の確保を含む取引税を巡る論点を整理する。第5節は結語である。

Ⅱ. 新しい経済環境に対する課税の在り方

Ⅱ-1. 非正規・フリーランス

新しい経済環境の一つとして働き方の多様化が進んでいる。正規・非正規雇用、被用者（給与所得者）による副業・兼業の他、新たな自営業主として「雇用的自営」（フリーランス）が増加してきた。この雇用的自営は「請負契約等に基づいて働き使用従属性の高さという点ではむしろ被用者に近い」とされる。また、所謂「ギグエコノミー」と呼ばれる「インターネットを通じて個別の仕事を請け負う働き方も広まっている」（政府税制調査会）。しかし、所得税・個

人住民税を含む我が国の所得課税は、こうした多様な働き方に対応できていない。例えば、所得計算上の控除にあたり、「給与所得控除」は被用者のみに認められる。他方、「実質的に給与所得者と同じような境遇にある」フリーランスの所得は事業所得に分類されるため、所得は事業収入等から必要経費を差し引く形で算出される。一方、必要経費に比べて給与所得控除は手厚い。現行の所得課税上、フリーランスは被用者よりも不利なことになる。働き方への中立性の観点からいえば、「様々な形で働く人をあ

1) 佐藤（2018）は消費税の個人間取引にリバース・チャージを導入することを提言している。

まねく応援する仕組みを構築することが重要」
 となってくる。加えて、多くの正規雇用者は（一
 事業主による）源泉徴収と年末調整で所得税の
 納税が完結する一方、複数の事業主に雇用され
 る非正規・フリーランスは所得を合算した上、
 確定申告が必要になる。このように現状は税の
 制度も納税も働き方で異なっている。非正規・
 フリーランスの増加に応じて確定申告を要する
 納税者も増えることが見込まれる。政府税制調
 査会（2019）も「暗号資産取引やシェアリング
 エコノミーなど新たな経済取引の普及や個人の
 働き方の多様化等に伴い、確定申告が必要とな
 る納税者数も増加しつつある」とした上で「こ
 うした新たな経済分野の健全な発展を図る観点
 から、個々の取引を行う納税者が簡便かつ適
 正に申告できる環境を整備することが重要であ
 る」とする²⁾。マイナンバー・カードの普及に
 合わせて「申告に必要となる収入や所得控除等
 に係るデータ」を集約するなどマイナポータル
 の活用を進めていくとされるが、合わせて税制
 を簡素にすることが肝要だろう。本稿ではフリ
 ーランスを含めて必要経費の概算控除を認め
 るものとする。

II-2. 仕向け地主義キャッシュフロー

OECDは多国籍企業による節税行為（BEPS）
 への対策として、多国籍企業に対する課税権の
 一部分を市場国に配分するなど新たな課税方
 式（第1の柱「国際課税原則の見直し」）や
 CFC税制等、低税率国に立地する子会社等への
 課税強化（第2の柱「軽課税国への利益移転
 に対抗する措置」）を提案してきた（OECD
 （2018））。いずれも国際的な協調を前提とする。
 他方、これに代わる新たな法人課税「仕向け地
 キャッシュフロー税」が注目されている
 （Auerbach et al. (2017)）。ここで「キャッシュ
 フロー」（Rベース）とは事業者（企業）の売
 上から原材料・設備等仕入及び人件費を差し引
 いた値を指す。従前の法人税と違って①設備投

資は（減価償却として後年、経費として計上さ
 れるのではなく）即時に控除される一方、②借
 入に係る利払い費の控除が認められない。他方、
 「仕向け地主義」とは最終消費地課税の原則で
 ある。具体的には輸出からの収入は非課税（＝
 益金算入しない）だが、輸入は損金算入しない
 という意味で課税対象となる。ではなぜ、仕向
 け地主義キャッシュフロー課税なのか？それが
 ①ヒト・モノ・カネが国境を越えて自由に移動
 するグローバル経済にあっており、②さもなくば
 低成長の経済において投資を含む企業の経
 済活動の活性化に繋がるからだ。後者はキャ
 シュフロー課税＝投資が即時控除される性格に
 よる。また仕向け地主義＝輸出非課税・輸入課
 税のため課税が輸出企業の生産コスト増に繋が
 り、海外市場での競争力を阻害することはない。
 他方、国内企業の製品にも、輸入製品にも等し
 く課税されるため、両者は税制上、等しく扱わ
 れる。消費税のような仕向け地主義課税は国内
 立地企業の国際競争力に中立的になる。加えて、
 多国籍企業等のタックスプランニング＝租税回
 避の誘因にも中立的だ。海外子会社等からの受
 取（輸出に相当）は非課税、海外子会社等への
 支払（輸入に相当）は控除できないため、グル
 ープ企業間で移転価格を操作しても課税ベース
 は変わらない。利払いを含む金融取引は課税対
 象にならないため「過小資本」（過大な利払い）
 の問題も生じない。

実際のところ、「仕向け地主義CF税」は消
 費税や欧州の付加価値税と同様だ。消費税＝間
 接税、仕向け地主義CF税＝直接税という「制
 度的」な相違はあるが、その経済効果は等しく
 なる。つまり、仕向け地主義CF課税とは従前
 の法人税に代えた①消費税の増税と②社会保険
 料を含む賃金課税の減税は税等価になる。英国
 やドイツなどの税制改革でも法人税率を引き下
 げ、社会保険料（事業主負担）を抑える一方、
 付加価値税＝消費税の増税が行われてきた。
 De Mooij and Keen (2012)はこれを財政的減

2) 経済のデジタル化が税制に及ぼす影響については森信（2019）が詳しい。

価（Fiscal devaluation）と呼ぶ。税込みの生産コストを下げて輸出価格を下げる一方、輸入に対する課税を強化することは通貨安を誘導するのと同じ経済効果をもたらすからである。

Ⅱ-3. リバース・チャージと源泉徴収

事業者による所得税・住民税（直接税）の源泉徴収は我が国では広く行われてきた。国際課税の文脈でも低税率国に対する支払いに対して（国際的に協調された税率でもって）源泉徴収を課し、租税回避を抑えることが提言されたりしている。他方、リバース・チャージとは消費税等間接税をサービスの受け手が納めることを指す。直接税か間接税かという制度上の違いはあっても、対価を支払う側（事業主やサービスの受け手）が納税義務を負うことに変わりはない。このうち消費税については平成27（2015）年度税制改正において、サービス提供者が国外事業者のとき、①国内事業者=Bとの取引については、国内事業者が納税義務を負う「リバース・チャージ方式」を適用する一方、②国内消費者=P向け取引の場合、当該国外事業者に対して国内に納税管理人をおくことを求めた上で（国内の課税事業者同様）納税を行わせることになった。加えて、今後、企業—消費者間（B to C）取引からシェアリングエコノミーのような個人間（CtoC）取引に経済活動がシフトしていくとすると、企業=Bに依存した徴税の見直しが必須となろう。この問題に関してはサービスの提供者と受け手をネット上で仲介するプラットフォームに消費税の納税や所得税の源泉徴収義務を課する方法もある。「デジタル・プラットフォームの果たすべき役割を含め、適正・公平な課税を実現するための仕組みについて、検討を進めていくことが重要」（政府税制調査会）とされる。本稿の提言はこれと矛盾するものではない。仮にプラットフォームが登録事業者であり、かつ、サービスの受け手から提供者への支払いについても、一旦、プラットフォームが手数料とともに徴収するのであれば、取引税の源泉徴収を担うことになる。

（提供者とプラットフォームの間で取引税が生じるが、後者への損金算入（仕入れ税額控除）が認められるため、消費税同等、この中間段階で課税が累積することはない。）

Ⅱ-4. 所得情報とリアルタイム

再分配機能を強化して格差是正を進めるためにも、タイムリーかつ正確な所得情報が必要だ。市町村には「給与支払報告書」（所得税の源泉徴収から作成）が雇用主から毎年提出されている。市町村の所得情報はこの給与支払報告書による。しかし、現行の「給与支払報告書」で市町村が把握するのは前年の所得となる。タイムリーな所得情報が把握できていない。雇用の流動化や成果主義型の賃金体系の導入等により、毎年の所得は変動が生じやすくなっていること、所得が安定的ではないパート・契約社員等の非正規雇用が増えている。仮に今年、失業などで所得が低くなっても、それに応じて保険料の減免や給付措置を必ずしも受けられるわけではない。これに関連して、地方税である個人住民税は前年所得が課税対象になる。課税が行われる年の1月1日に所在する市町村に納めなければならない。しかし、前年所得を得ていた外国人等が途中で出国して翌年1月1日に国内に住所を有しなければ、課税は行われないことになる。法律上、納税に関する一切の事項を処理させるため納税管理人を定めることになる（地方税法第300条第1項）。この納税管理人に納付を委任するとされるが、現場では実効性は乏しいとの声もある。

他方、英国では2013年4月からは雇用主が従業員に給与を支払う度に源泉徴収額と合わせて給与（所得）情報をオンライン提出することが義務付けられた。これを「リアルタイム情報システム」という。その狙いは遅滞なく所得税を徴収することだけではない。英国では既存の税額控除・給付措置を統合した「ユニバーサルクレジット」という低所得層のための新たな給付制度が導入されている。その特徴は給付額に最新（1か月前）の所得を反映させることにある。給付の金額は世帯の

所得を合算して算定される。リアルタイム情報システムはこのユニバーサルクレジットに低所得層の所得情報をタイムリーに提供することを目的の一つに掲げている。このように課税だけではなく給付のための所得情報の収集であることが明確になっている。リアルタイム情報システムは給与情報のオンライン提出等、ICTの活用を徹底することでタイムリーな所得情報の収集を可能にした。英国は更に「税のデジタル化」と称して、将来的には個々の納税者と課税当局がネット上で直接やり取りをし、簡単に確定申告ができるシステム（中央決算システム（Centralized deduction））の構築を計画している。

Ⅱ-5. 付加価値型取引税＝フラット税

本稿の提言する「付加価値型取引税」（以下、取引税）は所得税、法人税と消費税を統合する。ただし、後述の通り、高所得者については別途累進課税を行う選択肢は残す。加えて、社会保険料のうち医療保険の高齢者医療支援金といった再分配にあたる部分を取引税に転換していく。住民税（個人・法人）についても標準税率相当（現行10%）は取引税化、個人・企業の所在に応じて税収を配分する。他方、基礎控除を含む人的控除等は「給付化」する。結論から言えば、この取引税①源泉地主義（輸出課税、輸入非課税）に従うなら Hall and Rabushka のフラット税に、②仕向け地主義であれば消費税と制度的には「税等価」になる。ただし、執行上、フラット税は所得の合算と申告を前提にする一方、取引税は取引ベースの課税となる。課税事業者を売上高1千万円以上とする消費税とも異なり、原則、個人間（CtoC）を含む全ての取引を課税対象とする。消費税のような免税制度や簡易課税制度はない。加えて、所得税

（直接税）と消費税（間接税）を統合する。現行の所得税とは異なり、給与所得、事業所得などの所得区分はない。ただし、Rベース・キャッシュフロー課税と税等価になるよう実物取引（Rベース）と配当・利払い等を含む金融取引（Fベース）は区別される。付加価値型取引税は原則全ての財貨・サービス取引＝Rベースが対象になる。土地や個人間の中古住宅売買など、現行の消費税が非課税になっている取引については、非課税取引としても良い。ただし、非課税取引が明瞭であること（課税取引が混在していないこと）が条件となる³⁾。

執行面でいえば、所得税の源泉徴収と消費税のリバース・チャージが一体になる。こうした改革の背景には雇用の多様化によって複数の雇用主から賃金を得る非正規雇用・フリーランスの増加、民泊等個人間取引を特徴とするシェアリングエコノミーの発展がある。従前、所得税であれ、消費税であれ、我が国は事業者を徴税の拠点としてきた。給与所得の多くは雇用主によって源泉徴収と年末調整が行われ、個人が確定申告することはなかった。しかし、今後は確定申告を要すフリーランスやシェアリングエコノミーで副業に従事する者が増えてくるだろう。前述の通り「オンライン上のプラットフォーム事業者や関係行政機関等の協力も得つつ、申告に必要な収入や所得控除等に係るデータをマイナポータルに集約するとともに、国税電子申告・納税システム（e-Tax）とも連携し、簡便に電子申告を行うという仕組み」（政府税制調査会）も考えられるが、確実な徴税（コンプライアンス）を確保する体制の構築が必須となるだろう。

3) 取引税は家屋等不動産の売却等でも生じうる。現行、売却時には譲渡益課税が課される。これは売上＝売却額から取得時の価格を実額控除しているに等しい。（なお、譲渡益課税をキャッシュフロー税と税等価にするには、実額控除は取得額に利付きでなければならない。）非登録事業者については概算控除を徹底する観点からは、売却額の一定割合を（取得に係る経費と見直して）概算控除することが一案だ。これは現行の消費税の簡易課税制度にあたる。ただし、当該取引が概算控除の対象である（不動産以外の他の取引等が混在していない）ことが立証されなければならない。

II-6. 税制の簡素化

フリーランス等の納税負担を軽減する（高度な専門性がなくても納税できる）よう税制を簡素化しなければならない。確実な徴税としては源泉徴収が有用だが、個人間取引の拡大を念頭におけば、現行、事業者・個人間（BtoC）あるいは事業者間（BtoB）に限られる個人間（CtoC）取引まで広げる必要がある。個人に源泉徴収を担わせることは、コンテンツの配信など顧客向けサービスを提供する海外に拠点を持つデジタル企業等への課税強化にも繋がる。合わせて、かつ簡素性の観点からすれば、可能な限り徴税を源泉徴収で終えさせることだ。収入が不安定な（流動性に制約のある）非正規・フリーランスにとっても確定申告時に追加の納税を要するよりも、収入が発生したりリアルタイムで課税が完結する方が望ましいだろう。個人間取引では売上に係る消費税と売り手の収入に係る所得税が発生することになる。簡素化を徹底するためにも両税を統合する。所得税と消費税を個別に申告しなくて済む。現行の消費税で

は零細事業者などは免税だが、シェアリングエコノミーでは民泊などでこうした零細事業が増えることが見込まれる。これを課税から除くことは深刻な税収減に繋がる懸念がある。なお、一貫性を担保するため、賃金に対する源泉徴収にも所得税と消費税が織り込まれる。現行制度においても収入段階で所得税が、消費段階で消費税が課されている。改革案はこれを収入段階に統一する。一般に取引税は生産過程に累積するため、経済活動を阻害し易い⁴⁾。本稿は法人税・消費税同等、（後述の「登録事業者」に分類される）企業等については売上が課税される一方、仕入れ等の損金算入（消費税では仕入れ税額控除）を認める。その意味で「付加価値型」になる。賃金などの人件費も控除できる。このため、消費税とは税負担の帰着が違ってくる⁵⁾。企業からみれば「キャッシュフロー税」に等しい。他方、「非登録事業者」にあたる個人等には損金算入はないが、概算控除の仕組みを取り入れる。

III. 付加価値型取引税の制度設計

III-1. 登録事業者・非登録事業者

本節では経済のデジタル化、雇用の多様化やシェアリングエコノミーの発展が見込まれる2040年を視野に源泉徴収所得税・法人税、及び消費税を統合した新たな税制として「付加価値型取引税」を提言する。ここでは国内の家計・企業（金融機関を含む）を大きく「登録事業者」と「非登録事業者」に区分する。取引税は原則、全ての財貨・サービス（実物）取引、賃金を含

む対価の支払いに対して一律の税率（例：20%）を課すものとする。この税率は所得税・法人税（直接税）と同じく税込み額に適用される。仮に課税ベースを消費税（間接税）同様、税抜き価格とすれば、税率25%の課税に等しい⁶⁾。後に詳述する通り、国内における取引パターンは登録事業者⇒登録事業者、登録事業者⇒非登録事業者、非登録事業者⇒登録事業者、及び非登録事業者⇒非登録事業者に分けること

4) これまで提言されてきた取引税としては「トービン税」がある。ただし、本稿はトービン税とは異なり、対象はRベース（実物取引）である。また、トービン税には控除の仕組みはない。

5) 本稿の取引税の負担の帰着については第3節で詳述する。

6) 税抜き価格 = (1 - 0.2) * 税込み価格 ⇒ 税込み価格 = 税抜き価格 ÷ (1 - 0.2) = 税抜き価格 * (1 + 0.2 / (1 - 0.2)) = 税抜き価格 * (1 + 0.25)

ができる。ただし、矢印(⇒)は支払いの方向を表す。このうち、労働等の対価、財貨・サービスの購入等に係る非登録事業者への支払いについては支払い手が源泉徴収を行う。この源泉徴収は消費税でいえばリバース・チャージにあたる。個人(非登録時事業者)間取引については家計(個人)など非登録事業者も徴税義務を負うことになる。以って源泉徴収の拠点を事業者から家計に拡げる。個人の口座を管理する金融機関・クレジット会社等が徴税業務を代行しても良い。いずれの取引パターンであっても徴税は所得等合算ベースではなく取引ごとで対価が払われるリアルタイムとする。現行の源泉徴収とは異なり、控除がなく(人的控除・経費控除の仕組みについては後述)、一律税率のため、雇用主等は年末調整を要さない。また、複数の雇用主から所得を得ていても、取引税については合算する必要がない。

個人が納税義務を果たすための前提は経済のキャッシュレス化が徹底され、財貨・サービスの購入や借入・利払いを含む全ての取引が(1)クレジット・デビットカード決算等でデジタル(オンライン)化されていること、(2)取引は課税当局にとって支払先や取引の性格が捕捉可能な口座でもって取引が行われていることにある。後者を本稿では「登録口座(資産)」と位置付ける。登録口座は名義の明らかで、マイナ

ンバーで名寄せが出来る預金口座の他、証券等を扱った特定口座、投資信託を含む。残高や取引の情報交換があれば国外に持つ口座も登録口座として認める。一方、取引の匿名性の高い現金や暗号資産については「非登録資産」とする。後述の通り、本稿ではこれらを「非登録資産」として現金の引き出しや暗号資産の購入など登録口座から非登録資産への転換に対して(実際の取引に係る課税の前払いとして)取引税と同じ税率を課す。

Ⅲ-2. 登録事業者への課税

登録事業者の場合、売上は事業者の属性(登録か非登録か)の如何に拠らず、受け取った対価(売上)については課税分(税率20%であれば2割)、納税しなければならない。登録事業者の支払いには原材料、中間財・資本財(設備投資)等仕入れ、賃金・賞与などの報酬が含まれる。ここでは派遣・委託事業者への物件費としての支払いも、正規雇用への賃金としての支払いも同様になる。(1)労働者など非登録事業者への支払いに対しては源泉徴収の義務を負う⁷⁾。支払いが(2)他の登録事業者であれば、源泉徴収を要さない⁸⁾。現行の消費税同様、生産過程(サプライチェーン)における税負担の累積を排除するよう登録事業者については仕入れ、賃金等、実物取引については損金算入を認

表1：取引パターンと課税関係

支払い者	支払い先	課税関係
登録事業者(非金融企業等)	①非登録事業者	源泉徴収(賃金等) 賃金支払は損金算入
	②国外	源泉地主義課税=低税率国を対象に源泉徴収
	③登録事業者	課税 支払の損金算入
非登録事業者	④登録事業者	課税
	⑤非登録事業者	源泉徴収(リバースチャージ)
国外	⑥登録事業者	仕向け地主義課税=非課税

7) 政府からの公的年金給付についても同じ税率で源泉徴収の対象とする。

める。消費税の仕入れ税額控除同様、納税額から控除できるようにする⁹⁾。他方、(源泉徴収されない)配当・利払い費は原則、損金算入の対象にならない。非登録事業者との取引においては源泉徴収が損金算入の条件になる¹⁰⁾。このように付加価値取引税は①登録事業者との取引については仕入れ税額控除など消費税の性格を、②非登録事業者への対価については源泉徴収という所得税の性格を兼ね備えている。なおインボイスを使った消費税(VAT)の場合、非課税事業者からの仕入れには原則仕入れ税額控除できない。ここでは仕入れに源泉徴収(リバース・チャージ)することで、非登録事業者(消費税制度では非課税事業者に相当)の売上に課税する一方、買い手の登録事業者(課税事業者にあたる)に損金算入(仕入れ税額控除)を認めている。結果、消費税と違って、非登録事業者がサプライチェーンから排除されるリスクはない。

結果、登録事業者への取引税を年間で集計するとRベースのキャッシュフロー税と等価になる。取引課税は金融機関が提供する金融サービスにも適用される。ただし、金融サービス(コンサル・斡旋を含む)の多くは貸出金利や預金金利に織り込まれており、消費税を含むRベース課税を行うことが難しい。実際、我が国を含めて多くの国々は金融機関を消費税(付加価値税)の非課税事業者としている。(例外としてはニュージーランドがある。)一案は国債金利等に準じた(貸出金利と預金金利の間に)「基準金利」を定め、金融機関の利ザヤ=貸出金利-預金金利を(1)=貸出金利-基準金利と(2)=基準金利-預金金利に分割、前者を貸出企業

等が支払う金融サービスへの対価、後者を預金者による金融サービスへの支払いとみなすことだろう。登録事業者であれば、損金算入(税の還付で仕入れ税額控除に相当)を認める。金融機関(登録事業者)は利ザヤ分を(1)は貸出企業から、(2)は預金者からの)売上として課税される一方、原材料等の仕入れや人件費を損金算入できるものとする。いずれにせよ登録事業者のキャッシュフローが負になる(売上を仕入れ+賃金等が上回る)かもしれない。取引税を還付する、あるいは(利子付きで)マイナス分を繰り越すこともできるが、賃金等非登録事業者からの源泉徴収との相殺を認めるようにしても良い。

Ⅲ-3. 国外との取引

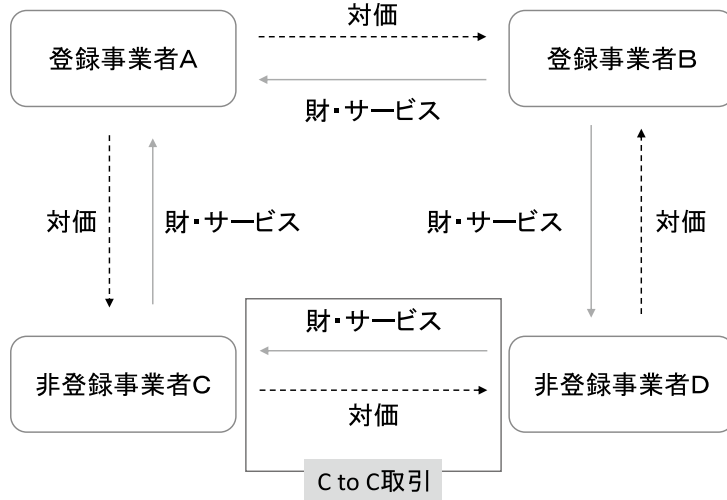
登録事業者に対する国外からの支払い(=輸出)や国外への支払い(=輸入)はどうするか?消費税同様、「仕向け地主義」に従うならば、輸出には非課税とする一方、輸入については損金不算入という形で課税することになる。登録事業者に係る取引税は(年間ベースで)「仕向け地主義キャッシュフロー税」と等価になる。他方、源泉地主義の下では輸出課税、輸入非課税が原則となる。ただし、低税率国の子会社など関連企業にロイヤリティとして多額の報酬を払う(=輸入する)といった多国籍企業等による課税逃れを抑えるため、(CFC税制の対象になるような)「低税率国」に対する支払いには非登録事業者同等、取引税を源泉徴収させることも一案だ。

8) 取引対象に応じて課税上の扱い(源泉徴収の有無)が異なるのは国境を越えた付加価値税の徴税手段としてKeen等によって提言された、消費者が課税事業者かに応じて消費税率を変えるVIVATに類似する(Keen and Smith (1999))。

9) 現行の消費税の場合、BtoB取引においても、「売り手」が仕入れ税額控除だけを受け、売上に係る消費税を納税しないまま消える、所謂「カルーセルスキーム」などが問題視されている。これを避けるよう「買い手」が仕入れ税額控除(損金算入)を受けるには「売り手」の納税が確認されることを条件とする。

10) 仮に登録事業者が家計等に対する配当や利払いをサービスへの対価と偽って損金算入したとしても、非登録事業者への支払いである限り、(同じ税率で)源泉徴収が課せられる。従って政府の観点からすれば、税収の変化はない。

図 1：取引形態



Ⅲ-4. 非登録事業者による源泉徴収

非登録事業者が登録事業者から財貨・サービスを購入して対価を払う取引（表1のパターン④）に係る課税は消費税と変わらない。登録金融機関への住宅ローンの返済などは金融取引だから（Rベースの）取引税の課税対象にはならない。他方、非登録事業者⇒非登録事業者（パターン⑤）が民泊・ライドシェアを含むシェアリングエコノミー等、個人間（CtoC）取引にあたる。この場合、個人は原則、源泉徴収の義務を負う。繰り返すが徴税の拠点を個人にまで拡大させる（もってCtoC取引をカバーする）のが本稿の改革案の柱の一つである。支払い先の非登録事業者の例には零細事業者、民泊等副業を営む個人のほか、海外の拠点を置き国内登録のない企業なども含まれる。国外事業者であっても、その所在・実態が不透明な事業者については非登録事業者と同じ（源泉徴収対象）扱いにすることでデジタル取引等への課税を強化する。現行の消費税でいえば中古住宅など非課税の財貨・サービスの取引である旨の証明書等があれば課税はされない。源泉徴収の誘因（インセンティブ）付けのため、後述する通り、源泉徴収を行う個人（非登録事業者）には（給

与所得控除にあたる）概算控除や人的控除、給付などを認める。一旦、源泉徴収に同意すれば、システム上は当該個人が税務署に納税するというよりも、当該個人の口座を管理する金融機関が徴税業務を代行することになろう。税率20%とすれば、1万円の振り込みに対して2千円を差し引いて売り手（非登録事業者）の口座に払い込み、納税額=2千円を税務当局の口座に移転させればよい。

個人間取引については個人（非登録事業者）に代わって、前述の通り、これを仲介するプラットフォーム・フォーマーを課税ポイントにすることもあり得る選択肢だ。プラットフォーム・フォーマーが登録事業者であり、これを一旦、個人から仕入れる形（CtoC取引をCtoB及びBtoC取引に転換）にすればよい。前者は手数料等と合わせて、仕入れに係る取引税を徴収する義務を負う一方、損金算入ができるようになる。国内に拠点が無い企業も登録事業者として国内に（消費税でいえば）納税管理人をおけば良い。なお、伝統的自営業者、大学等教育研究機関、非営利団体も登録事業者になることができる¹¹⁾。ただし、登録事業者になるには（消費税の課税事業者同様）事業向け経費を証明する明瞭会計が求めら

れる。

Ⅲ－５．登録口座と非登録資産

本改革案のもう一つの柱は個人・企業の口座（資産）を登録口座と非登録口座（資産）に区分することにある。銀行口座を含む登録口座は課税当局が捕捉できるもので、上述の取引は全て登録口座間で行われる。仮に登録事業者が登録口座以外を使って取引を行うならば、売上に課税されない一方、当該取引に係る経費は損金算入されない。個人についても同様だ。彼等の取引の中には自分名義の銀行口座間での資金移動や家族の口座への振り込みなどもあるだろう。個人は予め自身や家族のマイナンバーを付した登録口座にしておけば、こうした口座間での取引に課税が発生しない。（ここで一個人が複数の登録口座を持つことを排除していない¹²⁾）認定を受けたNPO・慈善団体等への寄附についても当該団体の登録口座への振込であれば、取引税は免除される。一方、現金や暗号資産、登録されない（情報交換されない）海外口座などが非登録資産にあたる。

本稿では現金の引き出しや暗号資産の購入など登録口座から非登録資産への転換に対して、

(1) 取引税を一旦「前払い」させることを提言したい（図2）。ただし、(2) 非登録事業者（個人）取引については証明書が発行できないため還付の対象にしない。例えば、登録口座から1万円分、ATMから現金化したとする。税率为20%とすると、この1万円の引き出しには2千円（＝20%＊1万円）の取引税が課される。

（暗号資産であっても、登録口座に記載されている限りは課税はない。）これは当該個人が現金1万円でもって財貨・サービスを購入するときに免れる取引税にあたる。他方、現金の振込や暗号資産の売却、登録事業者への支払いなど非登録資産から登録口座への移転については課税の対象にしない。これは登録口座からはいずれ取引税が支払われることを見込むからだ¹³⁾。なお、現金取引であっても全ての課税を免れているわけではないことに留意されたい。仮に売上を現金で受け取っていても、原材料・光熱費など登録事業者からの仕入れには取引税が課せられている（正確には登録事業者が納税している）ことになるからだ。これは非課税事業者に対しては仕入れ税額控除を認めない（インボイス導入後の）消費税の性格を反映しているといえる。

Ⅲ－６．所得控除の給付化

児童手当等の給付や基礎控除を含む人的控除に相当する金額が毎年、登録口座に振り込まれる¹⁴⁾。ワーキングプアに対しては年間収入に応じた給付を実施する。（所謂「給付付き税額控除」を給付とする。）ここでは所得税の控除を給付（登録口座への振込）に転換している。更に登録口座残高の低い家計には給付等で口座額を補填する仕組みも構築する。これらの給付については非登録事業者に対する源泉徴収を条件とすれば、個人への誘因付けとしても働くだらう。経費の概算控除についても給与所得控除を簡素化して、概ね定額として人的控除同様、給付化

11) 「登録事業者」には現行の所得税の青色申告事業者より厳しい要件が課されることになる。所得税の青色申告制度では光熱費や事務所兼自宅に係る家賃等に事業目的の使用割合に応じて（合理的な範囲で）按分した経費の損益算入が認められている。本稿の取引税はリアルタイム（取引ベース）の課税であるから、個々の支払いが事業用か否かが明らかでなければならない。予め個人用と事業用で区分経理が求められる。同様に現行の消費税における「家事共用資産」に係る仕入れ税額控除（損金算入）についても厳格化させる。

12) ただし、個人（非登録事業者）間で立て替えることは難しくなるだろう。後日、返済を受けるとき、非登録事業者への支払いにあたるため、源泉徴収課税が生じることになるからだ。

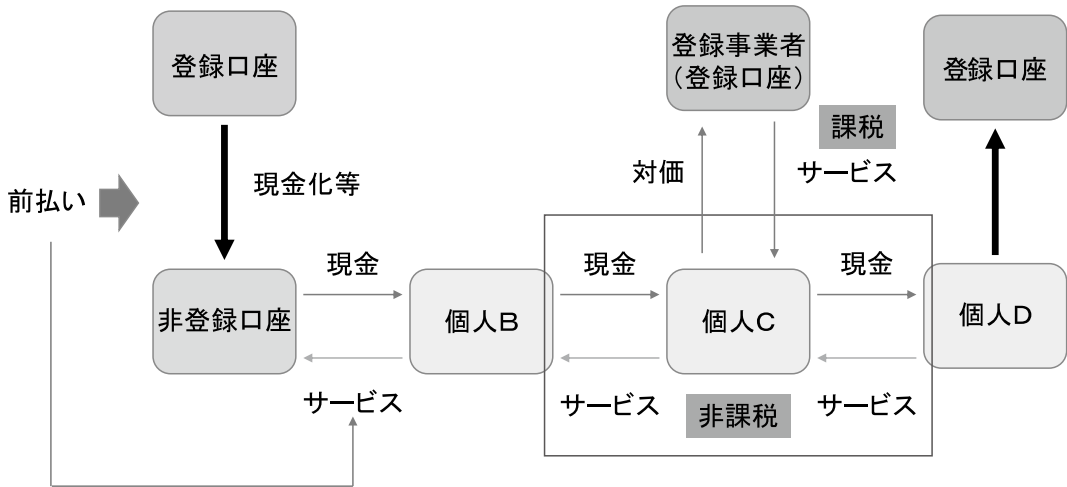
13) いったん1万円を現金化して（税率20%で）2千円取引税を払った後、再び登録口座に戻せば2千円を返金する（1万円に戻す）ことも一案だ。しかし、既に流通している現金を登録口座に振り替える度に25%（＝0.2/(1-0.2)）の補助を出すことに等しい。

14) 英国のユニバーサルクレジット同様、（源泉徴収等を合算することで算出される）前月収入をベースに給付水準を決めることで迅速性を確保する。

表2：登録口座と非登録口座（資産）

支払い	受取	課税関係	例
登録口座（資産）	①登録口座	課税	非登録事業者への源泉徴収 登録事業者間取引等
		非課税	寄付金、自身の別の登録口座（非課税貯蓄等）への移転、ローン契約など
	②非登録口座	消費税の前払い	現金・仮想通貨の購入
非登録口座（資産）	③登録口座	なし	②の逆
	非登録口座	なし	インフォーマル経済

図2：取引税の前払い



する。一定の上限（現行，給与収入1千万円）まで収入に応じて控除（＝還付）するとすれば，月ベースで賃金等を含む収入の累積額を再計算して累積控除額を決定，登録口座への振込額

（＝給付）を調整していくことで年末調整をしないで済むようにする。リアルタイムの所得に応じた給付も可能になろう。

IV. 付加価値型取引税の効果

IV-1. 税負担の帰着

付加価値取引税は（年間ベース）で集計すれば，①個人等非登録事業者に支払う賃金及び②企業等登録事業者のキャッシュフロー（＝超過

利潤の現在価値）に対するフラット（一律）課税にあたる。結論だけいえば，キャッシュフローは超過利潤の現在価値はキャッシュフローに等しい。超過利潤はリスク・プレミアム，経営資

源（例：技術力）、投資先特有のレント（例：天然資源や市場へのアクセス）などから成り、企業・投資家にとってはいわば「ボーナス」に相当する。

キャッシュフロー課税は更に（1）海外からの受取（＝輸出）への課税と海外への支払い（＝輸入）に損金算入を認める「源泉地主義課税」と（2）輸出非課税、輸入課税（損金不算入）の「仕向け地主義課税」に区別される。前述の通り、源泉地主義課税であれば、本稿の取引税はHall and Rabushkaが提唱したフラット税と同じになる。他方、仕向け地主義課税の場合は消費税に等しい。このとき、取引税の負担はどのように帰着するのだろうか？ここで

税抜き（課税後）価格＝（1－税率）＊税
込み（課税前）価格

⇨ 税込み（課税前）価格＝税抜き価格＊（1
＋税率／（1－税率））

であることに留意されたい。課税前価格には財貨・サービス市場において消費者が企業に支払う対価、労働市場において企業が労働者（家計）に支払う賃金等がある。この価格が変わらなるとすれば、税負担は対価を受け取る企業や労働者に帰する。他方、課税後価格（企業や労働者への対価）を一定とすれば、課税前価格が税率／（1－税率）分だけ増加しなければならない。前述の通り、税込み価格に対する20%の直接税は税抜き価格に対する25%（＝0.2／（1－0.2））の間接税（消費税）と等価である。取引税を負担するのは消費者・企業など支払い手になる。このように負担が受け手に帰着することを「前転」、支払い手に転嫁されることを「後転」という。

この転嫁の方向は課税原則にも関わることになる（Auerbach and Devereux（2015））。源

泉地主義課税かつ輸出入品（貿易財）の価格が世界市場で決まっている「小国開放モデル」を想定しよう。輸入品には取引税は課せられない。このため競合する国内企業は（税込みの）販売価格を国際価格より高めることが出来ない。一方、輸出企業は国内で売っても、国外に輸出しても売上は課税される。（国内外からの利益が等しくなる）裁定条件では（税込みの）国内販売価格は国際価格に等しい。いずれも取引税は国内企業が負わざるを得ない。賃金についても同様だろう。単純化のため労働一単位から貿易財（輸出あるいは輸入可能財）1単位が生産されているとしよう。この市場が完全競争的であれば、利潤がゼロで（税込み）価格＝（課税前）賃金が成立する。価格が国際価格に固定されているとすれば、（課税前）賃金も国際価格に従うことになる。ここで税負担は後転している。次に課税原則が仕向け地主義に拠るとしよう。このとき取引税の負担（取引税の税率20%であれば25%分）は消費者サイドに前転する：税込み価格＝当初価格／（1－税率）。労働含む生産要素の価格も同率上昇しなければならない。仮に労働1単位から輸出財1単位が生産されるとしよう。輸出財は非課税の一方、賃金の損金算入は認められる。再び、（利潤ゼロになる）完全競争を仮定すると、国際（輸出）価格＝（1－税率）賃金。輸出価格は国際価格で一定であることから、賃金は国際価格／（1－税率）まで上昇しなければならない。高い賃金負担は企業（事業主）への前転にあたる。この上昇した賃金に対しては（源泉徴収でもって）取引税が課されている。よって課税後の賃金率は（1－税率）＊（増加後）賃金＝国際価格（＝当初の賃金）と一定。結果、税負担が前転するとき取引税は消費税と等価になる¹⁵⁾。

15) 取引税は家計が賃金等を受け取るときに源泉徴収され、かつ消費支出にも課されるため二重課税になるという批判はあたらぬ。税負担が前転するならば、前述の通り、企業等が負う課税前賃金は上昇するため、家計の手取りに変化はない。後転の場合、賃金（＝（1－税率）＊課税前賃金）は減じられるが、消費者価格は変わらないまま、企業等が受け取る生産者価格が減少することになる。

Ⅳ－２．非課税貯蓄枠

登録口座に非課税貯蓄を含む。勤労世代が形成する資産＝新しい資本については「老後の生活に備えるための個人の自助努力」するため、税制上の優遇措置を講じる。政府税制調査会（2015）は企業年金や iDeCo（個人型確定拠出年金）、NISA（少額投資非課税制度）を含めて「就労形態や対象となる金融商品に応じて利用できる制度が細分化されており、……受けられる税制上の支援の大きさが異なっている」現状を踏まえて「個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築」が必要とされる。米国では企業年金（企業年金（401k）、個人年金（IRA）として伝統的 IRA（EET 型）と Roth IRA（TEE 型）が存在する。いずれも所得制限や早期引出等の要件を伴う。加入割合は近年 35%程度で推移してきた。カナダの私的年金としては従前の EET 型の個人年金（年金（RRSP）等に加え、2009 年に TEE 型の個人貯蓄勘定（TFSA）が導入された。わが国においても個人年金を充実させることが望ましい。そこで登録口座から個人型確定拠出年金など登録された非課税貯蓄口座への移転は（年額累計ベースで）一定額までは非課税とする措置を講じる。具体的には賃金等、登録事業者からの支払い先に非課税貯蓄口座を指定したとき、源泉徴収を免除する。あるいは個人の登録口座から非課税貯蓄口座への拠出額に応じた取引税を（登録事業者に認められた損金算入同様）還付する。これに関連した制度としてドイツのリースター年金がある。年金保険等への拠出額に対して一定の算式に基づき補助金が出す。例えば、課税後の所得から 1 万円（課税前は $12,500 \text{円} = 1 \text{万円} / (1 - 0.2)$ ）を非課税貯蓄口座に充てたとすれば、その 25%（ $= 0.2 / (1 - 0.2)$ ）にあたる 2,500 円を政府が拠出する。口座には（課税前に等しい）12,500 円振り込まれることになる。これは同額損金算入（所得から控除）されることに等しい。iDeCo（個人型確定拠出年金）、NISA（少額投資非課税制度）など非課税貯蓄口座が複数ある場合は（カナダや英国同様）拠出額を合算する

「共通枠」を設ける。非課税貯蓄口座を含めて全ての登録口座にマイナンバーを付しておけば、本人確認は容易だろう。

Ⅳ－３．再分配機能

本稿の付加価値型取引税はフラット（一律）税である。二元的所得税や X タックス同様、賃金所得に累進性を持たせるためには、賃金を集計して高収入に対しては（給与所得控除のように）経費を概算控除の上、累進税率を適用することもありうる。雇用主による年末調整はないため、ここではマイナポータルの仕組みを活用する。ただし、累進課税の閾値は十分高く設定することで、概ねの納税者は源泉徴収で済むようにする。取引税は（消費税同様）R ベースである以上、実物取引に係る収入である限り、賃金か事業収入かといった所得区分は問わない。ここで重要なのは①登録事業者であれば、実額控除（損金算入）が認められる一方、②非登録事業者の場合、概算控除のみという区別である。

取引税からは利子・配当等の金融所得が課税対象から外れている。このため超過利潤と等価なキャッシュフローには税が課される一方、正常利潤は課税を免れている。ここで正常利潤とは平均的に投資から見込まれる収益を指す。例えば、10 億円の資金を資本（債券等）市場で運用したときの平均的な利回り（市場金利）が 5% だったとしよう。企業が同規模の設備投資を行うべく、資金を（株式）調達するとなれば、投資家は、この 5% 分（5 千万円）の収益を求めははずだ。企業の観点に立てば、5% は、投資家から最低限支払いが要求されるという意味で資金調達のコスト（資本コスト）を構成する。超過利潤と異なり、正常利潤への課税は貯蓄・投資選択を歪める面がある。とはいえ、これを非課税のままにしておくことは格差是正（再分配）の観点から望ましくないかもしれない。

一案は、家計（非登録事業者）の登録口座を対象にしたみなし収益率課税を行うことだ。参考になるのがオランダのボックスタックスだろ

う。第3のボックスでは利子、（大口以外の）配当等金融所得や賃貸用不動産にかかる所得が課税される。ただし、実現した所得ではなく、資産価額の4%をみなし資本所得として、30%の比例税率を課す。オランダでは富裕税が廃止されたが、この富裕税を所得課税で行うという考えを反映する。ただし、本稿のみなし収益率

*税率は登録口座から非登録資産（現金・暗号資産等）への移転を回避するよう取引税率以下とする。また各個人の登録口座を合算（マイナンバーで名寄せ）した上で残高が一定の控除額以下であれば、非課税とする。取引税とは異なり①徴税は年間ベース（年一回）であり、②控除枠がある分、課税は累進的となる¹⁶⁾。

V. おわりに

働き方の多様化、経済のデジタル化、シェアリングエコノミー等個人間取引の発展など「新しい経済環境」には新しい税制が求められている。本稿の「付加価値型取引税」はその要請に応えることが狙いだ。その柱は①現行の所得税・法人税（及び社会保険料・住民税の一部）と消費税を一体化させた上、リアルタイム（取引ベース）に課税する取引税に転換すること、②個人に対しても源泉徴収（消費税のリバース・チャージ）義務を課すことにある。個人間取引の他、国内登録がないまま顧客向けサービスを配信するような国外のデジタル企業等も課税対象にできるようになる。また、③登録事業者については現行の消費税同等、登録事業者への支払いは損金算入（仕入れ税額控除）を認める他、源泉徴収と一体化させる形で賃金等、非登録事業者との取引に係る経費も損金算入できるようにする。以って、④登録事業者の課税をRベース・キャッシュフローに転換する。取引税は制度的には源泉地主義であれば、Hall and Rabushkaのフラット税、仕向け地主義であれば消費税と等価になる。ただし、税務の執行や（個人間取引をカバーするなど）課税の範囲が

異なる。なお、⑤非登録事業者の収入に係る経費の実額控除はないが、（現行の給与所得控除にあたる）概算控除や人的控除を「給付化」して登録口座に振り込むようにする。控除に相当する還付は非課税貯蓄口座への拠出や収入に応じた経費の概算控除に留めるなど、多くの非登録事業者が源泉徴収で完結するようにする。⑥現金化や暗号資産の購入など登録口座から非登録資産への転換に対しては取引税の前払いとして同率で課税を行う。⑦一律税のため課税の累進性に乏しいという批判もあろうが、高所得者については累進課税、個人の登録口座へののみなし収益率課税で補完することも可能だ。従前の税制は消費税であれ、所得税であれ事業者を課税拠点としてきたが、この徴収メカニズムが新しい経済環境において機能し続けることは難しそうだ。こうした現状を踏まえ、新たな税制を模索する時期が来ているといえよう。

16) 上のみなし収益率課税は原則、非登録事業者（個人）に適用される。この場合、同族（オーナー）企業等の所有者には課税を逃れるよう配当の支払いを繰り延べして、利益を企業（登録事業者）の登録口座に留保させる誘因が働きかねない。こうした誘因を是正するため、少数株主、同族企業など一定の要件を満たした登録事業者に対しては所謂「内部留保課税」を課すことがありうるだろう。ただし、一定の控除額を設ける。また、設備投資など資金活用の計画があれば、課税は先送りする。

参 考 文 献

- [1] Auerbach, A. and M. Devereux (2015) Cash Flow Taxes in an International Setting, Saïd Business School Research Papers
- [2] Auerbach, A., M. Devereux, M. Keen, and J. Vella (2017) "Destination-Based Cash-Flow Taxation." Working Paper no. 17/01. Oxford: Oxford University, Centre for Business Taxation.
- [3] De Mooij, R. and M. Keen (2012) "Fiscal Devaluation' and Fiscal Consolidation: The VAT in Troubled Times," NBER Working Paper No. 17913
- [4] Hall, R. E. and A. Rabushka (2007). *The Flat Tax*. Hoover Institution Press.
- [5] Keen, M. and S. Smith (1999) "Viva VIVAT!," *International Tax and Public Finance* vol. 6(2), pp. 741-751,
- [6] OECD (2018) Revised Guidance on the Application of the Transactional Profit Split Method: Inclusive Framework on BEPS: Action 10.
- [7] 佐藤主光 (2018) デジタル化と税制：個人による消費税のリバース・チャージ，東京財団論考 https://tax.tkfd.or.jp/?post_type=article&p=711
- [8] 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(2015年11月)
- [9] 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(2019年9月)
- [10] 森信茂樹 (2019) 「デジタル経済と税 AI時代の富をめぐる攻防」日本経済新聞出版社